

平成 20 年度与党税制改正大綱 (トン数標準税制部分抜粋)

< トン数標準税制 >

四面環海のがわ国にとって、安定的な国際海上輸送を確保することは重要な課題である。その安定輸送の核となるべき日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、非常時における国際海上輸送に係る航海命令等の制度下に併せて、日本籍船に係るみなし利益課税(いわゆるトン数標準税制)を創設する。

(国 税)

海上運送法の一部改正に伴い、青色申告書を提出する法人で、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画(仮称)の認定を受けたものが、本制度の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長にその旨を届け出ている場合において、 A が 超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に参入し、 B に満たないときは、その満たない部分の金額を益金の額に参入する制度を創設する。

日本籍船による収入金額に係る所得金額
日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

(注) 運航トン数に応じた利益の金額は、具体的には、100 純トン・1 日当たりのみなし利益の金額に運航トン数及び運航日数を乗じた金額とする。100 純トン・1 日当たりのみなし利益の金額は、次のとおり。

1,000 純トン以下	120 円
1,000 純トン超 10,000 純トン以下	90 円
10,000 純トン超 25,000 純トン以下	60 円
25,000 純トン超	30 円

なお、安定海上運送確保計画の認定を取り消された場合には、上記の制度により損金の額に参入された金額の合計額をその取消しの日を含む事業年度の益金の額に参入する。

(地 方 税)

海上運送法の一部改正に伴い、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画(仮称)の認定を受けたものが、法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人住民税法人税割については、本制度により計算した法人税額を課税標準とし、法人事業税所得割の課税標準である所得については、本制度により計算した所得とする。

その他所要の措置を講ずる。